

都筑区地域防犯活動助成金交付要綱

制定 平成17年5月20日

最近改正 令和5年2月22日 都筑地振第1951号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地域の住民が連携し、自らの地域は自ら守り、犯罪のない明るい町づくりを推進する地域防犯活動に取り組むために交付する助成金に関して必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象）

第2条 都筑区地域防犯活動助成金（以下「助成金」という。）の助成対象は、自治会町内会及び区から委嘱された青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）とする。

（助成対象活動）

第3条 助成金の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) 地域防犯に関する実践活動
- (2) 地域防犯を推進するための普及啓発活動
- (3) その他地域防犯を推進するために必要な活動

（交付金額）

第4条 助成金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 自治会町内会の活動に対しては、年間38,000円を上限とする。ただし、青色回転灯を設置した車両により防犯パトロールを実施する場合は、車両1台につき6,000円を上限に追加する。
- (2) パトロール隊の活動に対しては、防犯パトロールに使用する青色回転灯を設置した車両1台につき、6,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条 助成を受けようとする自治会町内会及びパトロール隊は、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。ただし、第2号様式及び第3号様式については、地域活動推進費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10171号（副市長決裁）以下「推進費補助要綱」という。）第5条第1号及び第2号に規定する書類を既に提出しており、本事業の事業計画及び収支予算を確認できる場合、添付を省略することができる。

- (1) 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 地域防犯活動実施計画書（第2号様式）
- (3) 地域防犯活動収支予算書（第3号様式）

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、適当であると認められた時は、申請した自治会町内会及びパトロール隊に対して、都筑区地域防犯活動助成金交付決定通知書（第4号様式、以下「交付決定通知書」という。）を交付する。

（助成金の交付）

第7条 前条の交付決定通知書を交付された自治会町内会及びパトロール隊は、都筑区地域防犯活動助成金請求書（第5号様式）に交付決定通知書の写しを添付し、区長に提出する。

（経費の明瞭化）

第8条 自治会町内会及びパトロール隊は、他の経理と区分し、助成金の使途について明らかにしておかねばならない。

（助成金の返還）

第9条 区長は、助成金がこの要綱の趣旨に反して不当又は不正に使用されたとき、及び執行額が助成金額を下回ったときは、都筑区地域防犯活動助成金返還請求書（第9号様式）をもって、その全部又は一部を返還させることができる。

（活動結果の報告）

第10条 自治会町内会及びパトロール隊は、区長が指定する日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。ただし、第7号様式については、「推進費補助要綱」第10条第1号及び第2号に規定する書類を既に提出しており、本事業の事業計画及び収支予算を確認できる場合、添付を省略することができる。

- (1) 地域防犯活動結果報告書（第6号様式）
- (2) 地域防犯活動収支決算書（第7号様式）

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定により活動実績報告があったときは、これを審査し、助成金の額を確定し、報告した自治会町内会及びパトロール隊に対して、都筑区地域防犯活動助成金額確定通知書（第8号様式）を交付する。

（調査）

第12条 区長は、必要があると認められた場合には、自治会町内会及びパトロール隊の経理に関する書類の検査をすることができる。

2 区長は、必要があると認められた場合には、活動の状況について自治会町内会及びパトロール隊に報告を求めることができる。

（関係書類の保存期間）

第13条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、助成金の交付を受けた

日に属する横浜市の会計年度の翌年度から5年間とする。

(書類の閲覧)

第14条 区長及び助成金の交付を受けた団体は、第1号様式から第4号様式、第6号様式から第8号様式又はその写しを、横浜市市民協働条例(平成24年6月25日横浜市条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則(平成25年2月15日横浜市規則第15号)の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	区 長	団 体
閲覧場所	横浜市都筑区役所総務部地域振興課	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他代表者が指定する場所
閲覧時間	午前8時45分～午後5時00分(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)	代表者が指定する時間
閲覧期間	横浜市市民協働条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては助成金の交付を受けた日から、同条第2項に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定により作成されている書類は、なお当面の間、使用することができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条第1項）

年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書

年 月 日

都 筑 区 長

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

(担当者名)

(担当者電話番号)

地域防犯の推進のため、活動を実施したいので、経費の助成を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び都筑区地域防犯活動助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥ _____ . -

(内訳) 自治会町内会が助成を受けようとする額
¥ _____ . -
青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊が助成を受けようとする額
¥ _____ . -

※ この書類及び下記の添付書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

2 添付書類

- (1) 地域防犯活動実施計画書
- (2) 地域防犯活動収支予算書
- (3) 青色回転灯を使用した防犯パトロール用車両の自動車検査証（車検証）の写し
- (4) 青色回転灯を使用した防犯パトロール用車両の自動車税納税証明書の写し
- (5) その他区長が必要とする書類

第2号様式（第5条第1項）

年度 地域防犯活動実施計画書

団体 _____

項 目	予定実施月日	内 容

第3号様式（第5条第1項）

年度 地域防犯活動収支予算書

団体 _____

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	説明
区助成金		うち青色回転灯を設置した車両 台分
収入合計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	説明
支出合計		

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

都筑地振第 号
年 月 日

年度 都筑区地域防犯活動助成金交付決定通知書

様

都 筑 区 長 印

年 月 日に申請のありました都筑区地域防犯活動助成金につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 助成額

¥ _____ . -

2 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して30日以内とします。

3 支払方法

前金払とします。

4 交付条件

- (1) この助成金は、交付申請書記載の活動のみに使用し、他の目的及び事業に使用しないでください。
- (2) 活動終了後、区長が指定する日までに、地域防犯活動結果報告書及び地域防犯活動収支決算書を提出してください。
- (3) この助成金の使途については、必要があると認める場合には調査を行うことがあります。
- (4) 都筑区地域防犯活動助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることがあります。

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

担当

都筑区役所地域振興課地域振興係

電話 948-

第5号様式（第7条）

年度 都筑区地域防犯活動助成金請求書

年 月 日

都 筑 区 長

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

都筑区地域防犯活動助成金を次のとおり請求します。

¥ _____ . -

(振込先) 金融機関名・支店名

預金種目 (1) 普通 (2) 当座

口座番号

口座名義 (カナ)

(※「ツツキクチョウナイカイ ツツキタロウ」などフリガナ部分を正確に記入してください)

請求者（団体代表者）と振込先名義人（口座名義）が異なる場合

上記口座番号に振込をお願いします。

請求者（団体代表者）

印

第6号様式（第10条第1項）

年度 地域防犯活動結果報告書

年 月 日

都 筑 区 長

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

項 目	実施月日	内 容

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

都筑地振第 号
年 月 日

様

都 筑 区 長 印

年度 都筑区地域防犯活動助成金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました都筑区地域防犯活動助成金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

※この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

1 確定額

_____ 円

担当
都筑区役所地域振興課地域振興係

電話 948-

様

都 筑 区 長 印

年度 都筑区地域防犯活動助成金返還請求書

年 月 日都筑地振第 号により交付した都筑区地域防犯活動助成金について、要綱第9条の規定により返還を請求します。

1 助成金返還請求額

_____ 円

<参考> 交付金額 _____ 円、確定金額 _____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。

担当

都筑区役所地域振興課地域振興係

電話 948-